

平成29年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	平成30年1月31日(水) 午前10時～12時
場 所	大田区役所本庁舎9階入札室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局(説明者)	清水副区長、玉川総務部長、有我経理管財課長、 深川施設整備課長、鎌田施設保全課長 石井都市基盤整備部副参事(土木工事担当)、 柴田契約担当係長、杉尾契約担当係長、 前田契約担当係長
議事概要	1 開会 2 副区長挨拶 3 議事 (1)指名停止措置の状況について (2)平成29年度上半期 工事請負契約の概要について (3)平成29年度上半期 工事請負契約抽出案件について (4)その他 4 閉会 ※詳細は、別紙のとおり
審議の対象 とした期間	平成29年4月1日～平成29年9月30日 (合計206件、制限付き一般競争入札105件、総合評価落札 方式11件、希望制指名競争入札28件、指名競争入札10件、 随意契約52件)
提出された 報告資料	平成29年度 第2回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第2回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計5案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」(資料3)のとおり
主な意見・質問 回答等	別紙のとおり
備 考	

平成 29 年度第 2 回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

1 指名停止措置の状況について

事務局より資料 1 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止期間を決定する場合に、内規はあるのか。 ・指名停止期間中は入札に参加できないこととなっているが、指名停止期間前に受注した案件については、措置の対象外であることを考えると、指名停止に効力があるのか疑問である。 ・同一工事で何回も事故を繰り返している案件について、履行確認（検査）は特に慎重に行っていたのか。 ・必要な人員の配置について、履行確認は行っているのか。 ・月報、日報等に記載のある配置者についての履行確認はしていたのか。 ・不履行について損害があった場合は厳正に対処すべきであると考えるが、今回のように復旧工事を行うこととなれば、区としても大きな損害が出ると思うが。 ・区としては事故により経済的損失はないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱では特に規定はなく、案件ごとに対応しています。 ・制度上の処分は、指名停止であり、営業停止までは規定していません。しかし、たとえば、入札が集中している時期に指定停止になれば、そのあとの入札には参加できず、その影響は大きいものと考えています。 また、指名停止する際は、事故の再発を防止するために、業者に善後策を練らせて、起工課に提出をさせています。 ・施工管理基準、工事記録写真撮影等基準に基づき確認しております。今回起きた撤去工事については、今まで不要としていた現場の写真の提出について義務化するなど基準や運用を改正することで、事故の再発を防止していきたいと考えています。 ・受託者が提出する日報・月報等の書面上の報告により、履行を確認することとしています。 ・提出した書類により確認をしました。 ・修補をもとめる形で受注者に負担を求めて、原状復帰に向けての対応をしています。 ・今回については関係部署や弁護士と相談した結果、実際に損害は生じていなかったため、修補みの負担を受注者に課しました。

<ul style="list-style-type: none"> ・リニア新幹線の談合問題が出ているが、一部業者は自主申告している。区としてもこの事実は認識していると思うが、その場合には区として指名停止との関係についてどのような対応を考えているか。 ・命令が下されるまでは、入札に参加でき、場合によっては契約を締結する可能性もあるのか。 ・複数の大手ゼネコン業者に処分が下された場合、区に影響はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道があった時点ではなく、公正取引委員会から正式に排除措置命令や課徴金納付命令などの行政処分が下された段階で、要綱を適用して指名停止処分を行います。 ・正式に処分が下されていない段階で、指名停止措置をするのは難しいと考えております。 ・現在、大手ゼネコン業者が区の施工にかかわっていないので、実質的な影響はないものと考えますが、状況を注視していきます。
--	---

2 平成 29 年度上半期工事請負契約について

事務局より、資料 2-1～2 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札における落札率はやや低いですが、これは当初の入札から仕様を変更したのか、それとも同一条件なのか。 ・仕様変更の内容は、当初予定していた条件より品質を下げで行うのか、それとも、当初予定していた内容を分割して発注するのか。 ・随意契約について、予定価格に対する契約金額の比率にばらつきがあるが、いずれも契約金額を決定するうえで、事前に交渉・協議はしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札で不調・不成立になった案件について再入札にかける場合は、原則として仕様を変更して執行しています。 ・当初の仕様より質を落とすということはなく、工種が多岐にわたるような複雑な工事については、工事内容を分割して入札を行い、残りについては別途発注するケースが多く見受けられます。 ・お見込みのとおり、協議したうえで契約金額を決定しています。その際予定価格は事前に業者に示してはおりません。

3 平成 29 年度上半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した 5 案件について、事務局より資料 3～8 に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付き一般競争入札案件 (105 件)

○ 大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他工事 (Ⅱ期)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・本案件と別のNo.17 の同種の学校改築工事は同時期に発注しているがその理由は。 ・本案件については㎡あたりで 33 万円ほどだが、意外に安価と感じた。これには積算など何か理由があるのか。 ・設計業者はプロポーザルで決定したのか。 ・落札できなかったもう一組の構成員の横山建設と三ツ木建設工業については、下半期に区の工事を受注しているのか。 ・JVは、第一順位が区内業者に打診するのか、それとも逆に区内業者が第一順位の業者に打診して結成するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業界側からも発注時期の平準化を求められていること、また配置する技術者の不足などの問題もあることから、大田区は上記の事由を勘案して、工期を設定しています。今回については、同時期に発注しても対応が可能であると判断して発注しました。 ・本案件はNo.23、No.24 にもあるとおり、別途電機・設備工事を発注しており、それらを合わせれば約 40 万円となります。 ・平成 25 年度に、入札により佐藤総合計画が落札しています。 ・横山建設は受注していませんが、三ツ木建設は一般土木工事で入札により一案件受注しています。 ・規定上は自主的に結成することと謳われているだけで、結成の方法については、現状把握していません。

(2) 総合評価落札方式 (11 件)

○ 南六郷中学校便所 (棟番号①-1 東) 全面改修その他工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・便所工事のため、給排水工事や配管工事等工種も多岐にわたり、複雑な工事内容だと考えるが、便所部分だけで対応可能だったのか、それとも他の校舎棟と調整する必要があったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容としては、配管等をすべて撤去するスケルトン方式を用いました。工事は 1 階から 3 階の縦系統で行い、工事個所だけで完結できるようにしました。ただ、仕上げの都合上、廊下の天井や壁も多少影響はありました。

<p>・入札参加者は6社だったが、予定価格内は1社のみだったことについて何か理由はあるのか。</p> <p>・総合評価落札方式は、多少契約金額が高価であっても、良質な工事を施工してもらうことがその趣旨であることを考えると、価格点一位ばかりが落札している現状についてどのように評価しているか。</p> <p>技術評価点の高い業者が受注することで丁寧な施工を期待できる。今後も、総合評価導入の目的が達成できるようにしてもらいたい。</p>	<p>・公正な競争入札の執行に当たり予定価格の適正な設定は重要な課題であることは認識しています。積算は原則東京都の基準を用いており、それでは対応できないものについては見積を徴取しています。結果として、予定価格と大きな乖離があるなど特異な事案については、業者に聞き取りをしてその差異の原因を探り、以後の予定価格の設定の参考にして、業者の見積額と予定価格の差異を解消していこうと考えています。</p> <p>・確かに結果として、価格だけで落札業者が決定してしまうのは導入した意義を問われることとなります。他の自治体でも同様の課題を抱えており、その取り組み事例等も参考にしながら、価格点と技術評価点のバランスを引き続き検討していきます。</p>
---	---

(3) 希望制指名競争入札 (28件)

○ 西六郷小学校給食室給湯設備改修工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・経過調書では、入札参加している業者中、3社が予定価格よりかなり低い金額で入札しているが、この原因は。</p> <p>・経過調書から、今回落札できなかった業者は他の案件で受注しているのか。</p> <p>・希望制指名競争入札に限らず、競争入札にかけている案件については、競争性が十分確保されている状態で執行するよう配慮してもらいたい。</p>	<p>・推測ではありますが、区でも給湯器については見積書を徴取して、業者の見積と乖離が出ないように積算した単価が、業者が企業努力等で見積もった価格と開きがあったのではと考えます。</p> <p>・他の業者についても受注実績はあります。指名については多くの業者にわたっており、その意味で競争性は保たれています。</p> <p>・左記の事項に留意しながら、今後も入札手続きを行います。</p>

(4) 指名競争入札 (10 件)

○ 水神公園休憩所新築その他工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・予定価格と入札額にかなり開きがあるようだが理由は。</p> <p>・不調による再度の入札とのことだが、落札率がかなり低い。当初より発注条件の品質を落としたのか</p> <p>・一般競争入札を執行する際は、契約金額が安価となるなど、区にとって経済的に負担がかからないよう、発注にも工夫してほしい。</p>	<p>・推測ですが、新築前にあった建物の部材を一部使用する等特殊な要件があったために、工事をするにあたっての手間の考え方が業者によって違ったことなどが考えられます。</p> <p>・品質を落としたわけではなく、不調後、調査したところ、諸経費の部分で業者と乖離があったため、再積算して再入札した結果、落札に至りました。</p> <p>・諸経費については国等の基準に基づき積算していますので、金額を変動させることはできませんが、本件については、受注者が区の積算した諸経費以下で対応できると見込んで落札したものと考えます。</p>

(5) 随意契約 (52 件)

○ 大田区京浜島二、三丁目付近管路耐震化工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・1回目、2回目で落札者が決まらなかったという経緯があるが、先ほどの指名競争入札も同様であるのに、その案件では不調で、本案件は、不落随契となっているがこの違いは。</p> <p>・今回については、不落随契の協議の相手方として、最低入札者としているが、当該業者は過去にも何度か指名停止措置を受けている。二番手の業者とも金額的に差はないので、二番手の業者を協議の相手方とする選択肢はなかったのか。</p>	<p>・大田区での不落随契の扱いは、再入札となると、工期の延期等により事業計画に支障をきたす場合で、かつ予定価格との差が少額であることを条件に、最低入札額の業者と協議することとしています。先ほどの案件も本件と同様の観点から協議を行いました。協議が整わなかったため、再入札となりました。</p> <p>・区としては、落札業者がいない場合は、最低入札額の業者を相手方として不落随契の協議を行っています。本件の契約の相手方は、過去に指名停止措置を受けてはいますが、その際、再発防止策を講じ、かつ施工能力もあると判断して入札に参加するのを妨げていません。処分が終了すれば、制度上それ以外にペナルティーを科すことはできないことから、過去に指名停止を受けたことのみをもって、協議の相手方から外すことは難しいと考えます。</p>

<p>・不落随契の相手方について、最低入札者とするという決まりがあるのか。</p> <p>もし、ないのではあれば、二番手の業者も合わせて協議の相手方にすれば、より安価な金額で契約を締結できた可能性があったのでは。そのあたり、もう少し弾力的に運用できないものか。</p> <p>・不落随契が多数あるという状況は好ましくない。施工を急がないケースについては、再入札を行い、その経過を見守ったうえで、改善すべきところは改善するような考え方も検討してほしい。</p> <p>・法律上、二者と同時に不落随契の協議をしてはいけないという制約はないはずなので、試行してみてはどうか。</p> <p>・区民の目から見れば、随意契約はブラックボックスのように感じる。随意契約制度については、適宜適切に対応・改善をしているということを区民に説明できるようにしておいてほしい。</p> <p>また、施工管理、検査体制についても工夫して、不十分な工事を受け取ることをないように注意してほしい。</p>	<p>・法令上、相手方を最低入札者に限るという制限はありません。</p> <p>入札は二回としていますが、ご指摘の方法では、実質的に三回目の競争を行うことと同様となるため、二回の入札で決着がつかない場合は、一者を相手方として不落随契の協議を行うのが現在の区の考え方です。</p> <p>・先ほどの説明と重複しますが、区としては、工事の延期が困難で、かつ予定価格と最低入札額の差が少額の場合について、限定的に不落随契を認めています。</p> <p>・他の自治体でそのような運用を行っている事例の有無や法令上及び実際にこれを運用する場合に想定される課題などをまず確認します。</p> <p>・ご指摘いただいた提言を基に、随意契約を締結するに当たっては、厳正に行ってまいります。</p>
--	--

平成 30 年度第 1 回委員会を平成 30 年 7 月に開催予定。